

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県大和市

2 構造改革特別区域の名称

みんなが進める地域福祉特区

3 構造改革特別区域の範囲

大和市の全域

4 構造改革特別区域の特性

当市では、1・2級の身体障害者手帳を持つ肢体不自由児者が1,201人、要介護認定4・5段階の高齢者等が868人おり、通院など外出する際の援助を必要としているが、タクシー事業者による福祉車両輸送の登録台数が県央交通圏では30台と少ないうえに、大和地区内には1台も配備されておらず、当市の移動制約者のニーズに十分に対応できる状況にない。

そのため、タクシー事業者の福祉車両輸送だけではなく、NPO法人によるボランティア輸送の利用者も年々増加しており、特例措置を受けようとしているNPO法人による福祉車両輸送の実績も2001年には440件(830時間)、2002年では989件(1,636時間)となっている。

また、当市内のNPO等による市民福祉事業には、福祉輸送のほかに配食、子育て支援、家事援助などがあり、それぞれの信頼関係の中で連携し、自主的に「大和地域福祉連絡会」をつくり、新しい市民福祉事業創出への取り組みなどを行っている。

さらに、当市では市民によってまとめられた条例素案に基づき「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」を制定し、市民、市民団体、事業者、行政が対等なパートナーシップにより協働して知恵と力を出し合いながらまちづくりを進めるといふ、まさに構造改革そのものといってよい取り組みを行っているところである。

県央交通圏... 藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、伊勢原市、秦野市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、寒川町、大磯町、二宮町、愛川町、清川村

5 構造改革特別区域計画の意義

身体障害者や要介護高齢者など移動制約者の移動手段の確保という地域的課題を、自助と自立の精神を持って自らの手で解決しようとするNPOの福祉車両輸送事業について、特区として規制の特例を導入し、「NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」として実施することによって、事業の実施体制を整えるとともに事業に活力を与え、民間の自主的活動による地域福祉の充実を推進し、地域からの構造改革へ繋げて行く。

6 構造改革特別区域の目標

身体障害者や要介護高齢者などの移動制約者のアクセスフリーを実現することによって、社会の中に点在する福祉サービスや医療サービスを線で結び、より有効なサービス提供体制を確立し、誰もが個人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で生活していくことのできる地域社会を築くために、当市の特性である、NPO等による自立的な地域づくりを推進し、民間活力による地域福祉の充実を図る。

このような取り組みを全国へ発信することによって、今まで行政中心に委ねられてきた福祉の充実について、市民もまた責任を分担していくという、新しい地域福祉のあり方を創り出す機運が全国的に高まり、民間活力による地域の活性化の実現に結びついていくと考えている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

「NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」を推進していくことによって、福祉や医療のサービスが受けやすくなるばかりか、これまでの公的サービスでは諦められていた、観劇や地域の行事参加も可能となり、身体障害者や要介護高齢者の社会参加が促進され、ノーマライゼーションの実現に寄与することはもとより、家族の介護負担の軽減も図られ、施設入所や病院の社会的入院を減少させる効果がある。

さらに、当市のNPO福祉車両輸送事業における利用実績が、2001年が830時間で前年比50%増、2002年が1,636時間で前年比97%増と高い伸びを示していること、当該NPO法人の利用会員数が、1・2級の肢体不自由児者と要介護認定4・5段階の高齢者の合計数だけとの対比で13%程度ということから、潜在的需要は2002年実績の2倍程度はあると推測され、特例適用を受けることによって、現在、福祉車両輸送事業を検

討している他の複数のNPO法人による事業化の実現可能性が高まる。

また、当該事業の実施主体であるNPO法人は他の福祉関連のNPO法人と協力しながらミニデイサービスなどの新たなサービスづくりの取り組みも行っており、連鎖的な事業創出へ結びつけられれば、地域内でのサービスの提供と資金の還流が生じ、雇用の創出と地域経済の活性化が期待できる。

8 特定事業の名称

(1206) NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

9 関連事業

・「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」に基づく協働事業

NPOの活躍や分権改革の進展など社会のあり方を見直そうという機運の高まりを背景に、従来の「行政にゆだねられてきた公共」の枠を飛び出し、ボランティアやNPOなどの新しい活動と自治会などの地域活動を結びつけ、市民や市民団体、事業者、行政がみんな協働して知恵や力を出し合いながらまちづくりを進めていくための条例を平成14年6月に制定した。

この条例に基づき、NPO等の提案による事業を協働推進会議で検討し、協働事業（市民や市民団体、事業者及び市がお互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業）として位置づけられた場合は、市とNPO等が協定を締結し協力しながら事業を実施していく。

なお、今回のNPOの福祉車両輸送事業についても、協働事業登録を行い、規制の特例適用後に市とNPO等との協働事業として協力実施される予定である。

・在宅高齢者訪問調査事業

厚生労働省から示された生活習慣・生活環境アセスメントマニュアル等をベースに直接訪問による調査を実施し、現在の高齢者対策事業等に対する評価や高齢者が地域の中で生活していくために何が必要かなど、地域と行政がどのように役割分担をしていけばよいのかを大学等の専門機関との連携の中で分析し、今後の地域ごとの高齢者支援策の推進へ繋げていく。

その際には、高齢者のモビリティ確保に関する視点も含まれており、要介護高齢者のSTサービス（Special Transport Service）のあり方等についても検討が加えられることになる。

別紙

1 特定事業の名称

(1 2 0 6) N P O によるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において福祉車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人及びN P O 法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区の認定後速やかに

4 特定事業の内容

当市内に事務所を有するN P O 法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくが、当市域全域を事業範囲として福祉車両を使用し、会員である要介護高齢者や身体障害者等の移動制約者の輸送サービスを実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

当市域内における移動制約者の輸送については、市内のタクシー事業者に福祉車両が1台も配備されておらず、身体障害者や要介護高齢者の福祉輸送に十分に対応できないことから、基本方針別表1の特例措置の内容に示されている条件に、別紙添付(資料1)のとおり適合していると認められるN P O 法人によって、「N P O によるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」を実施する。

なお、適正な事業実施を確保するために、有償運送の条件について確認するとともに、次のとおり運営協議の場を設置し(資料2)、問題点等について速やかに報告できる体制を整えた。

運営協議の場

(1) 開催予定時期及び開催地

(開催予定時期) 道路運送法第80条許可又は更新の申請に先立ち開催するほか、特区認定後速やかに第1回目を開催する予定である。(平成15年5月初旬を想定)以後、事業実施後3ヶ月が経過した時、問題が発生した時等を開催する。

(開催地) 大和市

(2) 運営方法

運営協議会を開催する場合は次の資料を作成し、あらかじめ参加者に送付するものとする。また、更新の申請に先立って行われる場合には、輸送活動における利用者からの苦情、事故等の状況について運営協議会に報告するものとする。

当該地方公共団体の区域における交通の状況及び要介護認定を受けている者、身体障害者その他の移動制約者の状況

許可を受けようとするNPO等が作成した自家用自動車有償運送許可申請書の案及び大和市長の具体的協力を示す書面

許可を受けようとするNPO等が行おうとする自家用自動車有償運送に関し次に掲げる事項について具体的に記した資料

- ・ 使用する車両の自動車登録番号及び設備並びに運転者
- ・ 普通第二種免許によりがたい場合における十分な能力及び経験に係る事項
- ・ 損害賠償措置
- ・ 会員数及び運送の対価の額
- ・ 運行管理体制及び指揮命令系統
- ・ 事故防止についての教育及び指導体制
- ・ 事故時の処理及び責任体制（地方公共団体におけるものを含む。）
- ・ 使用する車両についての整備管理体制
- ・ 利用者からの苦情処理に関する体制（地方公共団体におけるものを含む。）

(3) 構成メンバー

- ・ 協議メンバー...運営協議会の決定に関与する構成員

社会貢献活動を行っているNPO等の代表（有償運送事業の運送主体のNPO等を除く。）

市民代表（有償運送事業の利用会員を除く。）

市職員（企画部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市部長）

- ・ 意見を聴取するメンバー...運営協議会の決定に関与せず、それぞれの立場から意見を述べる構成員

神奈川県運輸支局職員

神奈川県タクシー協会相模支部大和地区代表

大和ケアマネージャー連絡協議会代表

- ・福祉輸送実施主体メンバー…運営協議会の決定に関与せず、事業実施責任主体として意見を述べ、運営状況等を報告する構成員
有償運送事業の運送主体となるNPO等

有償運送の条件について

(1) 運送主体

当該輸送確保について大和市長名で具体的協力依頼をするNPO法人である。

(2) 運送の対象

登録した会員及びその介助者・付添人である。会員は、以下に掲げる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者である。

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定を受けている者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている者

肢体不自由又は内部障害若しくは精神障害により独立した歩行が困難な者（人工透析患者等）であって 及び に該当しない者

(3) 使用車両

使用車両は、法人所有のリフト付き車両1台とスロープ付き車両1台である。

(4) 運転者

運転者は利用会員とは別に、運転会員として当該NPO法人に登録している者で、普通第二種免許を所有する者がいないため、次の点を考慮し判断することとした。

- ・申請日前3年間運転免許停止処分を受けていないこと
- ・実車の運転を伴う講習を受講した者であること
- ・自動車事故対策センターが実施する適性診断を受診した者で、運転に関して特に支障が認められない者であること

また、本市においても、運送主体のNPO法人に対し、普通第二種免許所有者の採用等について働きかけるなど、早期に体制整備を図るよう努める。

(5) 運送の対価

関東運輸局長が定める基準に照らし、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね2分の1を目安に、営利に至らない範囲で設定されるものである。

(6) 管理運営体制

運送主体のNPO法人は、車両ごとの管理責任者が配置され、車両整備、運行管理体制が整っており、事故防止のための安全運転研修を年2回実施している。

また、事故処理、苦情処理のためコーディネーターを3名配置している。

なお、当市においても保健福祉部が事故処理、苦情処理の対応を行う。

(7) 法令遵守

運送主体のNPO法人が、道路運送法第7条の欠格事由に該当していないことについて宣誓書を提出する。